

見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人恵庭市学校給食協会就業規則第39条に定める見舞金等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(傷病見舞金)

第2条 役職員が傷病の場合は、次の区分により見舞金を支給する。

(1) 入院加療が15日以内の場合 5,000円

(2) 入院加療が15日を越えた場合 7,000円

2 入院加療が1年を超えた場合 5,000円

(災害見舞金)

第3条 役職員が火災、風水害、その他不測の災害を被り損害を受けたときは、一律20,000円の見舞金を支給する。

(弔慰金)

第4条 役職員及びその家族が死亡したときは、次の弔慰金を支給する。

(1) 役員 50,000円

(2) 勤続1年未満の職員 30,000円

(3) 勤続1年以上の職員 50,000円

(4) 役職員の家族 20,000円の範囲内で理事長がその都度定める。

(供花等)

第5条 役職員及びその家族が死亡し、理事長が必要と認めたときは前条のほかに供花等を行うことができる。

附則

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成5年3月29日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月15日から施行する。